

**被災家屋などの解体・撤去
および処分**

【全壊】○ 大規模半壊 ○ 半壊 ○

◆公費解体・撤去
対象

①「り災証明書」で全壊または大規模半壊、半壊の判定を受けた住家、中小企業の事務所、店舗など

②住家の解体と一体的に解体する建造物(小屋、納屋など)や塀など

※単独の小屋は立地状況により補助に該当しない場合があります。

受付期限：平成29年3月31日

※期限は予定で、延期される場合があります。

◆自費解体・撤去

対象：平成28年7月31日までに解体業者と契約を結んだ人

受付期限：平成29年1月31日

※申請は、解体・撤去の工事をすべて完了してからお越しくください。

※申請された費用の全額が補助対象となるとは限りません。

問環境衛生課廃棄物対策係

☎289・8077

日本財団による

弔慰金および住宅損壊見舞金

【全壊】○ 大規模半壊 ○ 半壊 ○

◆弔慰金

対象

①熊本地震により亡くなられた人(関連死も含む)の遺族・親族

②熊本地震による行方不明者の遺族・親族

内容：亡くなられた人、行方不明者1人当たり10万円

◆住宅損壊見舞金

対象

①居住する住宅が全壊した世帯

②居住する住宅が大規模半壊した世帯

内容：家屋が損壊した世帯に対し、一世帯あたり20万円

問日本財団災害復興支援センター熊

本支部

☎070・3623・9611

災害弔慰金・災害障がい見舞金

◆災害弔慰金

対象：熊本地震により亡くなられた人(関連死を含む)の遺族

支給額：亡くなられた人が

生計維持者の場合…500万円

生計維持者以外の場合…250万円

◆災害障がい見舞金

対象：熊本地震により重度の障がいを受けた人

※障がいの程度は、労働者災害補償保

険法施行規則別表第一に規定する

一級の障がいに準拠したものと

ります。

支給額：重度の障がいを受けた生計

維持者…250万円、重度の障がいを

受けたその他の人…125万円

問福祉課生活再建支援係

☎289・1400

災害義援金

【全壊】○ 大規模半壊 ○ 半壊 ○

対象：熊本地震により、益城町で被災

された人、および被害を受けた住家に居住していた世帯の世帯主

◆人的被害

●亡くなられた人がいる世帯

●重傷を負った人がいる世帯

※重傷とは、地震が直接起因し、30日

以上の治療を要する場合です。

◆住家被害

●住家が全壊した世帯

●住家が半壊した世帯

※すでに義援金または生活再建支

金の申請が済んだ人は、指定の口座

に振り込みますので、再度申請の必

要はありません。

※町義援金の配分につきましては、決

定次第お知らせします。

問福祉課生活再建支援係

☎289・1400

地震による災害ごみ

受け入れ場所：益城中央小学校跡地

一次仮置場

※搬入には、町が発行する「災害ごみ

搬入証」が必要です。発行手続きに

は「り災証明書」と「身分証明書」が

必要となります。

※品目ごとに分別したうえで搬入を

お願いします。分別区分につきま

しては、町のホームページなどでご

確認ください。

取り扱えないもの…ガソリンや石油

など危険物、農薬など取り扱いが困難

な物、土砂、ブラウン管テレビ

問環境衛生課廃棄物対策係

☎289・8077

各証明書の交付手数料の免除

【全壊】△ 大規模半壊 △

半壊 △ 一部損壊 △

免除できる場合

●地震により、公営住宅に入居する場合

●地震により、国または地方公共団体

の援助を受ける手続きで提出が義

務付けられている場合

●地震により、家屋などの滅失登記を

行う場合

●災害復旧のために保険金を請求す

る場合

●災害復旧のために融資を受ける場合

免除できる証明書：住民票など、印鑑

証明書、印鑑登録証の再交付、各種税

証明書、固定資産関係証明書

問住民保険課住民係

☎286・3112

町税の納税猶予

【全壊】△ 大規模半壊 △ 半壊 △

熊本地震による被害の状況により、

町税の納税を猶予(分割納付)できる

場合があります。詳細につきましては

は、お問い合わせください。

対象：熊本地震により被害を受けた人

問税務課納税係 ☎286・3116